

告 示

埼玉県告示第四百七十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成三十年四月十七日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

重岡 徳美

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第七五六四号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による